

平成二十三年十二月十三日受領
答 弁 第 九 一 号

内閣衆質一七九第九一号

平成二十三年十二月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出整備新幹線の着実な建設を進める上で考慮すべき事項の進捗状況に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員橘慶一郎君提出整備新幹線の着実な建設を進める上で考慮すべき事項の進捗状況に関する

質問に対する答弁書

一について

お尋ねの北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間、北陸新幹線長野・金沢間及び九州新幹線武雄温泉・諫早間の各区間に係る整備新幹線整備事業費の残額（平成二十三年四月一日に国土交通省が公表した「平成二十三年度予算に向けた個別公共事業評価に関する資料」における各区間に係る整備新幹線整備事業の全体事業費から、各区間の着工から平成二十二年度までの各年度における決算額の累計額、平成二十二年度予算からの繰越額及び平成二十三年度当初予算額の合計額を差し引いた額をいう。）については、それぞれ、約三千二百七十三億円、約四千四百十七億円及び約二千五百七十六億円である。

二について

一についてで述べた整備新幹線整備事業費の残額の合計額である約一兆二百六十六億円を御指摘の二千九百五十億円で除した数値は、約三・五である。

三について

北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間、北陸新幹線長野・金沢間及び九州新幹線武雄温泉・諫早間の各区间について、新幹線本線の全工事延長のうち工事が可能となっている延長の割合は、平成二十三年十月一日現在、それぞれ、約八十九パーセント、約九十九パーセント及び約三十九パーセントである。

四について

お尋ねの「北陸新幹線の敦賀以西の整備」について、関係府県等において御指摘のような意見があることは承知している。

五について

お尋ねについては、「整備新幹線の整備に関する基本方針」（平成二十一年十二月二十四日整備新幹線問題検討会議決定）において示された着工に当たつての基本的な条件や、「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」（平成二十二年八月二十七日整備新幹線問題検討会議決定）において示された課題等を踏まえ、整備新幹線問題検討会議等において鋭意検討を進めているところであり、早期に結論を得るべく取り組んでまいりたい。

六について

現時点において、お尋ねの北海道縦貫自動車道七飯藤城・森間のうち、七飯藤城インターチェンジ・七飯インターチェンジ（仮称）間については、事業に着手していない。また、七飯インターチェンジ（仮称）・大沼公園インターチェンジ間については、国土交通省において測量設計及び用地買収を行っている。大沼公園インターチェンジ・森インターチェンジ間については、東日本高速道路株式会社において工事を行っており、平成二十四年度の供用予定となっている。

お尋ねの能越自動車道小矢部砺波ジャンクション・七尾間のうち、七尾インターチェンジ（仮称）・氷見北インターチェンジ間については、同省において用地買収及び工事を行っており、このうち、七尾インターチェンジ（仮称）・七尾東インターチェンジ（仮称）間は平成二十六年、七尾東インターチェンジ（仮称）・大泊インターチェンジ（仮称）間は平成二十四年度、大泊インターチェンジ（仮称）・灘浦インターチェンジ（仮称）間は平成二十六年、灘浦インターチェンジ（仮称）・氷見北インターチェンジ（仮称）間は平成二十三年度の供用予定となっている。また、氷見北インターチェンジ・小矢部砺波ジャンクション間については、既に供用している。